

産業廃棄物処理施設の事業計画書の縦覧及び意見書の提出について

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、以下の産業廃棄物処理施設の事業計画書を縦覧し、及び生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができます。

産業廃棄物処理施設設置 予定者の名称及び所在地	株式会社エコネコル 静岡県富士宮市山宮 3507 番地の 19
産業廃棄物処理施設の 種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第 7 条第 7 号 破砕施設 第 7 条第 8 号の 2 破砕施設
処理する産業廃棄物の 種類	廃プラスチック類、木くず
産業廃棄物処理施設の 設置場所	静岡県富士市前田字川原 758 番 1
縦覧の場所	静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課 静岡県東部健康福祉センター廃棄物課
縦覧の期間及び時間	令和 6 年 6 月 14 日から令和 6 年 7 月 15 日までの 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで (開庁日に限る。)
意見書に記載すべき事項	① 生活環境の保全上の見地からの意見 ② 意見書提出者の氏名、住所及び電話番号 ③ 事業計画書提出者の名称並びに産業廃棄物処理施設の 種類及び設置場所
意見書の提出期限	令和 6 年 7 月 29 日
意見書の提出方法及び 提出先	① 提出方法 持参又は郵送(意見書提出期限終了日の消印 有効) ② 提出先 縦覧場所と同じ

静岡県廃棄物リサイクル課

電話番号：054-221-2423

東部健康福祉センター廃棄物課

電話番号：055-920-2106